

(平成23年6月8日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認大分地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 8 件

厚生年金関係 8 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 5 件

厚生年金関係 5 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和37年4月25日）及び資格取得日（昭和37年6月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月25日から同年6月1日まで

私は、昭和37年2月から38年1月までの期間においてA社において正社員として継続して勤務し、B業務に従事していたが、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いことに納得できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は、同社において昭和37年2月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年4月25日に同資格を喪失した後、同年6月1日に再度同社において同資格を取得しており、申立期間における厚生年金保険の被保険者記録が無い。

しかしながら、前述の被保険者名簿により申立期間当時において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚の供述から判断すると、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務したことが認められる。

また、前述の同僚の一人は、「私と申立人とは同じ業務内容だった。申立人が申立期間においてA社を途中で退職した記憶は無く、同社における勤務状況は変わっていなかったと思う。」と供述している。

さらに、前述の被保険者名簿において、申立人と同日（昭和38年1月25日）に厚生年金保険被保険者の資格を喪失したことが確認できる申立人と同職

種とされる同僚二人は、いずれも申立期間において厚生年金保険の被保険者記録が継続している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和37年6月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、2万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、昭和41年6月28日付けで厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主も既に死亡していることから確認することはできないが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る37年4月及び同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和37年11月1日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、3万6,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年10月31日から同年11月1日まで

私は、昭和23年2月から45年9月までの期間においてA社（昭和35年5月にB社に社名変更）に継続して勤務した。

申立期間においてはB社C製作所に継続して勤務していたのに厚生年金保険の被保険者記録が確認できないことに納得できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

勤務内容に係る申立人の具体的な供述、同僚の供述、B社の人事労務部の回答、及び申立人に係る雇用保険の被保険者記録などから判断すると、申立人が、申立期間においてB社C製作所に継続して勤務していたことが認められる。

また、B社C製作所に係る事業所別被保険者名簿により、同製作所は、本社であるB社に社会保険事務を一括して取り扱いするために厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなる旨手続を行っていることが確認できるところ、当初記録されていた適用事業所に該当しなくなった日（以下、「全喪日」という。）である昭和37年10月31日が同年12月28日に受け付けされた訂正届により、全喪日が同年11月1日に訂正されていることが確認できる。

さらに、前述の被保険者名簿において、B社C製作所の全喪日において厚生年金保険の被保険者であったと推認される16人のうち13人については、当初、資格喪失日が昭和37年10月31日と記録されていたものが訂正届等の付記は

無いものの斜線が引かれ同年 11 月 1 日に訂正されていることが確認できる一方で、申立人を含む残りの 3 人については同様の記録訂正の形跡は見当たらないところ、当該訂正処理について、日本年金機構 D 事務センターは、「当時の届書等は保存期間経過により廃棄済みのため確認できないが、一旦、昭和 37 年 10 月 31 日付けの全喪届及び厚生年金保険被保険者の資格喪失届が提出された後に、全喪日及び資格喪失日訂正の届出がされたことにより、資格喪失日が訂正された記録になっていると思われる。」と回答している。

加えて、前述の被保険者名簿において、申立人は昭和 37 年 10 月の定時決定に係る標準報酬月額が記録されていることが確認できるところ、当該厚生年金保険被保険者の資格喪失日が訂正されている 13 人の中に、申立人と同様同年 10 月の定時決定に係る標準報酬月額が記録されている者が確認できることなどを踏まえて判断すると、同年 10 月 31 日において申立事業所に在籍していたことが確認できる申立人について、厚生年金保険被保険者の資格喪失日に係る訂正届が行われなかったとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、事業主は申立人について昭和 37 年 11 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の記録訂正の届出を社会保険事務所に行ったと認められる。

申立期間の標準報酬月額については、B 社 C 製作所に係る前述の被保険者名簿における申立人の昭和 37 年 10 月の定時決定の記録から、3 万 6,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①、②及び④に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成18年7月25日は18万円、同年12月27日は35万1,000円、19年7月25日は19万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間①、②及び④に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間③のうち、平成20年5月1日から21年5月1日までの期間については、標準報酬月額の設定又は改定の基礎となる20年2月から同年4月まで、及び同年4月から同年6月までは標準報酬月額24万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたと認められることから、申立人のA社における当該期間の標準報酬月額に係る記録を24万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 18 年 7 月 25 日
② 平成 18 年 12 月 27 日
③ 平成 19 年 1 月 1 日から 21 年 5 月 1 日まで
④ 平成 19 年 7 月 25 日

A社で勤務していた期間の標準賞与額及び標準報酬月額をねんきん定期便で確認したところ、平成18年7月、同年12月及び19年7月にそれぞれ賞与が支給されているのに、記録が漏れていることが判明した。

また、平成19年1月と20年1月に昇給しているにもかかわらず、申立期間③に係る標準報酬月額が変更されていないことに納得できない。

給与明細書を保管しているので、賞与支給額に応じた標準賞与額及び報酬月額に応じた標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①、②及び④の標準賞与額の相違について申し立てて

いるが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①、②及び④の標準賞与額については、申立人から提出された申立人の当該期間に係る給与明細書の写し（当該給与明細書には事業所名は記載されていないものの、申立人の預金通帳により確認できるA社からの給与振込額と当該給与明細書により確認できる手取額は一致することから、当該給与明細書は同社が発行したものと判断）により確認できる厚生年金保険料控除額から、申立期間①は18万円、申立期間②は35万1,000円、申立期間④は19万5,000円とすることが必要である。

また、申立人の申立期間①、②及び④に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主に照会したものの回答が得られないが、複数回の賞与支払届が事業所から提出されているにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを記録しないと考えることから、事業主は当該賞与に係る届出を行っておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人の当該期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立人は、申立期間③に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料消滅権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金特例法を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間③のうち、平成19年1月1日から20年5月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であるから、厚生年金特例法を、同年5月1日から21年5月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

申立期間③のうち、平成20年5月1日から21年5月1日までの期間に係る標準報酬月額については、オンライン記録によると、当該期間は18万円と記録されている。

しかし、申立人から提出された給与明細書によると、標準報酬月額の決定又は改定の基礎となる平成20年2月から同年4月まで、同年4月から同年6

月までは標準報酬月額24万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたことが確認できる。

したがって、申立人のA社における標準報酬月額を平成20年5月から21年4月までは24万円に訂正することが必要である。

一方、申立期間③のうち、平成19年1月1日から20年5月1日までの期間については、前述のとおり、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

なお、厚生年金特例法に基づき記録の訂正等が行われるのは、上記の額が社会保険庁（当時）の記録を上回る場合である。

申立人から提出された平成19年1月から20年4月までの期間に係る給与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額より低額である上、オンライン記録を見ても、申立人のA社に係る標準報酬月額について不自然な記録訂正が行われた形跡は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立期間③のうち、平成19年1月1日から20年5月1日までの期間については、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①のうち昭和48年7月2日から同年10月19日までの期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における取得日に係る記録を同年7月2日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を11万円とすることが必要である。

申立人は、申立期間②の船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和58年3月17日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を56年9月から57年3月までの期間は34万円、同年4月から58年2月までの期間は36万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る両申立期間の船員保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年3月31日から同年10月19日まで
② 昭和56年9月21日から58年3月17日まで

A社とB社は、同じ事業主が経営する会社であり、私は、A社に昭和45年4月に入社し、58年6月末日に退社するまで継続して勤務し、両事業所が所有する船舶に乗り組んで船員としての業務に従事していた。

両申立期間について、船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 複数の同僚の供述から判断すると、申立人が申立期間①のうち昭和48年7月2日から同年10月19日までの期間においてA社所有のC船舶に雇入れされていたことが認められる。

また、同僚の供述から推認されるA社の船員数と同社に係る船員保険被保険者名簿から確認できる当該期間の船員保険の被保険者数が符合すること

から判断すると、当時、同社は、ほぼ全ての船員について船員保険に加入させていた状況が推認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①のうち昭和48年7月2日から同年10月19日までの期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

当該期間の標準報酬月額については、申立人の昭和48年10月の前述の被保険者名簿の記録から11万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

2 申立期間②について、複数の同僚の供述から判断すると、申立人が申立期間②においてA社に在籍し、同社所有のC船舶に雇入れされていたことが推認できる。

また、同僚の供述から推認できるA社の船員数と前述の被保険者名簿から確認できる当該期間の船員保険の被保険者数が符合することから判断すると、当時、同社は、ほぼ全ての船員について船員保険に加入させていた状況が認められる。

さらに、申立人と同じくA社及びB社に係る船員保険被保険者名簿から、両事業所において船員保険被保険者の資格を取得したことが確認できる同僚14人のうち11人は、両事業所の間における船員保険被保険者の資格を取得及び喪失する際に、船員保険の被保険者記録が継続していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人と同職種の同僚の標準報酬月額及び申立人の昭和56年8月の前述の被保険者名簿の記録から、同年9月から57年3月までの期間は34万円、同年4月から58年2月までの期間は36万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が

無いことから、行ったとは認められない。

- 3 一方、申立期間①のうち昭和48年3月31日から同年7月2日までの期間については、同僚の供述から判断すると、申立人が当該期間においてA社所有の船舶に乗り組んでいたことはうかがえる。

しかしながら、前述の被保険者名簿から、昭和48年3月から同年6月までの期間において当該事業所に係る船員保険の被保険者は一人もいないことが確認できる上、当該期間において申立人と一緒に同社が所有する船舶に乗り組んでいたと供述する同僚の船員保険の被保険者記録を確認したところ、当該期間において、当該同僚の同社に係る船員保険の被保険者記録は無い。

このほか、申立人の当該期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間①のうち昭和48年3月31日から同年7月2日までの期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所（当時）に当初届け出た標準報酬月額であると認められることから、20万円とすることが必要である。

また、申立人の申立期間に係る上記訂正後の標準報酬月額については、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから41万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年1月6日から10年8月1日まで

私は、申立期間において、A社から月40万円の給与を支給されていたが、社会保険庁（当時）の記録では、標準報酬月額が、給与額に見合う標準報酬月額よりも低くなっているため、申立期間の標準報酬月額を給与額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 オンライン記録において、当初、A社における申立人の申立期間に係る標準報酬月額は20万円と記録されていたところ、平成10年2月3日付けで、9年1月6日に遡って15万円に引き下げられ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成10年8月1日）まで15万円と記録されていることが確認できる上、申立期間当時、同社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる9人（申立人を除く。）についても、申立人と同様に、同年2月3日付けで遡及して標準報酬月額が引き下げられていることが確認できる。

しかしながら、複数の同僚が、A社の経理及び社会保険事務は、同社の親会社であったB社が行っていた旨述べているが、同社において経理及び社会

保険事務を担当していたとする者は、「従業員の報酬額や社会保険適用の決定は社長が行っており、社長以外の者は関わっていない。」としている上、「当時、A社及びB社は保険料を滞納しており、何度か事業主が社会保険事務所職員に呼び出されたことがある。」としているところ、年金事務所が保管する滞納処分票により、平成10年2月当時、同社は厚生年金保険料等を滞納していたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、平成10年2月3日付けで行われた遡及訂正処理は事実即したものと考へ難く、申立期間において申立人の標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た20万円に訂正することが必要である。

- 2 申立人は申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

また、申立人は、「入社時に社長と月40万円の給与で合意し、C業務の管理職として勤務した。給与の支給科目については、諸手当が一切無く、全て込みで40万円であった。」と主張しているところ、労働局から提出された被保険者台帳全記録照会により確認できるA社における資格取得時の賃金月額、及び申立人の雇用保険受給資格者証の離職時賃金日額の記録により推認できる申立人の同社における離職前6か月の平均給与月額は、申立人の主張する給与支給額とおおむね一致していることが確認できる。

さらに、前述のとおり、複数の同僚が、「A社の経理及び社会保険事務は同社の親会社であったB社が行っていた。」と述べており、両社の商業登記簿により確認できる代表取締役の氏名は同一であることから、両社は関連会社であったものと推認されるが、申立人と同様にA社で非現業職であった同僚の給与明細書は確認できないものの、現業職であったとする同僚が保管している平成9年10月から10年7月までの給与明細書、並びにB社で非現業職であったとする者が保管している同年12月及び11年1月の給与明細書により確認できる給与支給額の内訳及び保険料控除額から判断すると、これらの者については、申立期間当時、基本給に基づく保険料が控除されていたことが推認できるところ、A社の同僚は、「私は、申立人の給与明細書を見せてもらったことがあるが、申立人は管理職であったからか諸手当が一切無く、給与支給額と基本給が一本だった。」と供述していることから判断すると、申立人についても、基本給に見合う標準報酬月額に基づく保険料を給与から控除していたことが推認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間については41万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、同僚の給与明細書において確認できる報酬月額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンラインで記録されている標準報酬月額が、申立人の申立期間の全期間にわたり一致していないことが確認又は推認できることから、事業主は、申立人についても、社会保険事務所の記録どおりの報酬月額を届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間③のうち、申立人の平成13年5月1日から同年10月1日までの期間に係る標準報酬月額記録については、同年5月を26万円、同年6月を24万円、同年7月から同年9月までの期間を26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年10月1日から52年1月31日まで
② 平成10年10月1日から11年3月31日まで
③ 平成13年4月5日から同年10月1日まで

申立期間①について、A社に勤務していた期間の標準報酬月額について確認したところ、資格取得時の標準報酬月額（6万4,000円）が、途中から6万円に改定されているが、給与が減額された覚えは無いので納得できない。

申立期間②について、B社が管轄するC事業所に勤務していた期間の標準報酬月額について確認したところ、資格取得時の標準報酬月額（30万円）が、途中から22万円に改定されているが、給与が減額された覚えは無く、22万円に改定された標準報酬月額は、32万円の間違いではないかと思うので調査してほしい。

申立期間③について、D社が管轄するE事業所に勤務していた期間の標準報酬月額について確認したところ、資格取得時の標準報酬月額（22万円）が、途中から26万円に増額改定されているが、採用時から給与は変わらなかったはずであり、資格取得時から増額改定されるまでの標準報酬月額が誤っている可能性があると思うので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は申立期間③の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚

生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間③のうち、平成13年5月1日から同年10月1日までの期間については、D社から提出された同年5月分から同年10月分までの申立人の臨時職員給料等支給明細書（以下「給与明細書」という。）において確認できる報酬月額及び厚生年金保険料の控除額並びに当該事業所の回答から、同年5月は26万円、同年6月は24万円、同年7月から同年9月までの期間は26万円とすることが必要である。

なお、申立期間③のうち、平成13年5月1日から同年10月1日までの期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無く、行ったとは認められない。

一方、申立期間③のうち、平成13年4月1日から同年5月1日までの期間については、D社から提出された13年4月分及び同年5月分の給与明細書により確認できる報酬月額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額のいずれか低い方の標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額を超えていないことが認められることから、あつせんは行わない。

2 申立人は、A社に勤務していた申立期間①の標準報酬月額の相違について申し立てている。

しかしながら、A社に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立人が主張するとおり、昭和51年10月の定時決定により、申立人の標準報酬月額が、資格取得時よりも1等級下の標準報酬月額で決定されていることが確認できるが、当該被保険者原票には「傷病（2か月） S51. 6. 27」と記録されており、当該記録により、申立人は申立期間①中の51年6月頃には健康保険法に基づき支給される傷病手当金を受給していたことが推認できるところ、申立人は、「期間はよく覚えていないが、疾病のため3日から5日くらい休んだと思う。」と供述しており、51年度の定時決定は、算定基礎月となる51年5月から同年7月までの3か月間に実際に支払われた給与の総額を3月で除した額を標準報酬月額等級表の範囲に当てはめて決められることを踏まえると、当該事実により算定基礎月の給与が減じられた結果、申立人の標準報酬月額が定時決定により1等級減額されていても不自然と

は言えない。

また、A社は、「申立期間①当時の賃金台帳等の資料を保管していない。」と回答しており、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる回答を得ることはできなかった。

- 3 申立人は、B社が管轄するC事業所に勤務していた申立期間②の標準報酬月額の相違について申し立てているところ、申立人の同社に係る雇用保険の記録における離職時（平成11年3月30日）賃金日額に基づき推認した申立期間の月額給与の平均額は、申立人が主張する標準報酬月額とおおむね一致していることが確認できる。

しかしながら、B社は、「賃金台帳、源泉徴収簿は、既に処分しているため、厚生年金保険料の控除等の詳細は不明である。」と回答している上、オンライン記録により、申立期間②において当該事業所に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の同僚は、「給与明細書は保管していないが、当時の給与額と標準報酬月額は一致していると思う。」と回答しており、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる回答を得ることはできなかった。

なお、申立人は平成11年分確定申告書を提出しているが、同申告書に記載された社会保険料控除額は、同申告書に記載された国民健康保険料及び国民年金保険料の合計額と一致することが確認でき、同申告書では給与から源泉控除された厚生年金保険料について確認することはできない。

- 4 このほか、申立人の申立期間①及び②に係るオンライン記録上の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を上回る保険料が給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない上、A社に係る申立人の被保険者原票及びオンライン記録を見ても、申立人の同社及びB社に係る標準報酬月額について不自然な記録訂正が行われた形跡は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立期間①及び②については、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間②について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間②に係る標準報酬月額を14万2,000円に訂正することが必要である。

申立期間③のうち、平成10年1月31日から同年2月5日までの期間について、申立人のA社における資格喪失日は、同年2月5日であったと認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正し、当該期間に係る標準報酬月額を14万2,000円とすることが妥当である。

申立期間③のうち、平成10年2月5日から同年3月1日までの期間について、申立人は、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年3月1日に訂正し、当該期間に係る標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年8月7日から同年10月1日まで
② 平成8年10月1日から10年1月31日まで
③ 平成10年1月31日から11年3月1日まで

私は、平成8年8月7日にA社に入社し、11年2月末まで従業員として勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録は8年10月1日から10年1月31日までの期間しか確認できない。申立期間①及び③について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

また、申立期間②の標準報酬月額記録が実際の給与額に比べて低い額になっているので、実際の給与額に見合う標準報酬月額記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②、及び③のうちの平成10年1月31日から同年2月5日までの期間について、オンライン記録において、当初、A社における申立人の申立期間②に係る標準報酬月額が14万2,000円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（平成10年1月31日）の後の10年2月3日付けで8年10月1日に遡って9万8,000円に引き下げられていることが確認できる上、申立人以外の複数の被保険者についても申立人と同様に10年2月3日付けで遡って標準報酬月額が引き下げられていることが確認できるほか、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなったとされる同年1月31日の後の同年2月5日付けで同年1月31日に遡って、申立人に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失処理がされていることが確認できる。

また、年金事務所から提出されたA社に係る滞納処分票の写しによると、同社は、当該期間当時、社会保険料を滞納しており、平成10年1月30日及び同年2月2日に、滞納保険料の納付について、社会保険事務所職員が事業主と面談した旨記載されている上、当該期間における申立人の同社に係る雇用保険の加入記録が確認でき、同社の商業登記簿により、同社は、当該期間において法人格を有した事業所であったことが確認できることから、当該期間において、同社は当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

さらに、当該期間当時、A社において経理及び社会保険事務を担当していたとする者は、「従業員の報酬額や社会保険適用の決定は社長が行っており、社長以外の者は関わっていない。」と供述していることから、申立人は同社の社会保険事務について権限を有しておらず、標準報酬月額及び資格喪失日の遡及訂正処理について、申立人が関与及び同意していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、当該期間において申立人の標準報酬月額及び資格喪失処理に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、当初、事業主が社会保険事務所に届け出た14万2,000円に訂正することが必要であるとともに、当該期間に係る資格喪失日は、申立人の被保険者資格喪失の処理がされた平成10年2月5日に訂正することが必要である。

2 申立期間③のうち、平成10年2月5日から同年3月1日までの期間について、オンライン記録において、A社は、同年1月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立人は同社において同年1月31日に資格を喪失したとされているが、前述の申立人の雇用保険の加入記録により、申立人は当該期間において同社に継続して勤務していたことが確認できる上、申立人と同職種であったとする同僚が所持している当該期間に係る同社の給与支払明細書の写しにより、厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていることが確認できることから判断すると、申立人においても、

当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと推認される。

また、A社は、前述のとおり当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、申立人のA社における平成9年12月の社会保険事務所の記録から14万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社の商業登記簿によると、同社は既に廃業しており、事業主に照会しても事業主からの回答は無いが、当該期間において、同社は厚生年金保険の適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 一方、申立期間①、及び申立期間③のうち、平成10年3月1日から11年3月1日までの期間について、前述の申立人の雇用保険の加入記録により、申立人が当該期間においてA社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、オンライン記録により、A社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の同僚が、入社後2、3か月間の試用期間があり、この期間は社会保険に加入していなかった旨供述しており、オンライン記録及び複数の同僚の雇用保険の加入記録により、申立人と同様に、雇用保険の資格取得日より後に厚生年金保険の被保険者資格を取得している者が複数確認できることから判断すると、同社は必ずしも従業員全員を入社と同時に厚生年金保険に加入させていなかった可能性がうかがえる。

また、前述のA社の元経理・社会保険事務担当者は、「平成10年4月以降、会社の経営は厳しく、社員の給与は未払いであったと思うので、保険料も控除していなかったと思う。」と述べている上、同社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の同僚に事情を聴取しても、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる供述を得ることはできなかった。

このほか、当該期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

大分厚生年金 事案 964

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所（当時）に当初届け出た標準報酬月額であると認められることから、17万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 1 月 6 日から 10 年 8 月 1 日まで

私は、申立期間において、A社に勤務していたが、社会保険庁（当時）の記録では、所持している給与明細書により確認できる給与額に見合う標準報酬月額より低い標準報酬月額が記録されている。

申立期間の標準報酬月額を実際に支給されていた給与額に見合う記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 オンライン記録において、当初、A社における申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、17万円と記録されていたところ、平成10年2月3日付けで、9年1月6日に遡って15万円に引き下げられ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成10年8月1日）まで15万円と記録されていることが確認できる上、申立期間当時、同社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる9人（申立人を除く。）についても、申立人と同様に、同年2月3日付けで遡及して標準報酬月額が引き下げられていることが確認できる。

しかしながら、申立人が所持する申立期間に係る給与明細書から、申立人は、申立期間において、訂正前の標準報酬月額である17万円に基づく厚生年金保険料が給与から控除されていたことが確認できる。

また、複数の同僚が、A社の経理及び社会保険事務は、同社の親会社であったB社が行っていた旨述べているが、同社において経理及び社会保険事務を担当していたとする者は、「従業員の報酬額や社会保険適用の決定は社長が行っており、社長以外の者は関わっていない。」としている上、「当時、A

社及びB社は保険料を滞納しており、何度か事業主が社会保険事務所職員に呼び出されたことがある。」としているところ、年金事務所が保管する滞納処分票により、平成10年2月当時、A社は厚生年金保険料等を滞納していたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、平成10年2月3日付けで行われた遡及訂正処理は事実即したものと考へ難く、申立期間において申立人の標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た17万円に訂正することが必要である。

- 2 一方、申立人は申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

なお、特例法に基づき記録の訂正等が行われるのは、上記の額が社会保険庁の記録を上回る場合である。

申立人が所持する申立期間に係る給与明細書において確認できる報酬月額又は厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額を超えていないことから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、特例法に基づくあっせんは行わない。

大分厚生年金 事案 956

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 25 年 2 月 1 日から 26 年 8 月頃まで

私は、申立期間においてA施設であったBに勤務し、C業務に従事していたが、同事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録が無い。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

死亡した申立人の妻（以下「申立者」という。）は、申立者の父の履歴書、当時の写真及び申立者の兄の供述から、申立人が申立期間においてA施設であったBに勤務していたと主張している。

しかしながら、D県公文書館が保管する「昭和 25 年（度）E事業所（Bを管轄）労務者台帳」により、申立人は昭和 25 年 1 月 31 日に解雇されていることが確認できる上、「昭和 23 年（度）から 25 年（度）F事業所（Bを管轄）解雇退職手当支給台帳」により、申立人は同日付けで解雇されたことに伴い、同年 3 月 24 日付けで、退職手当として 1 万 2,220 円が支給された旨の記載が確認できる。

また、F事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人の厚生年金保険被保険者の資格喪失日の記録は昭和 25 年 2 月 1 日であることが確認できる上、当該記録は、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の記録及びオンライン記録と一致する。

さらに、複数の同僚は、「私も、申立人と同じようにBがA施設の指定を解除された頃まで勤務していた。」と供述しているところ、当該同僚らについても前述の被保険者名簿では昭和 25 年 8 月 13 日に厚生年金保険被保険者

の資格を喪失したことが確認でき、当時、事業主は、従業員について必ずしも全ての勤務期間を厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

大分厚生年金 事案 957

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 5 月 6 日から 53 年 8 月 1 日まで

A社B支店に勤務した期間の標準報酬月額について確認したところ、昭和 52 年 5 月から 53 年 7 月までの期間において給与額は約 10 万円であったと記憶しているが、標準報酬月額が給与額より低く記録されていることに納得できない。

私は、給与所得の源泉徴収票と市民税県民税特別徴収税額通知書を所持しているので、各資料により確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額に記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

なお、厚生年金特例法に基づき記録の訂正等が行われるのは、上記の額が社会保険庁（当時）の記録を上回る場合である。

2 申立期間のうち、昭和 52 年 5 月から同年 12 月までの期間に係る標準報酬月額について

申立人は昭和 53 年度市民税県民税特別徴収税額通知書を提出しているが、当該通知書に記載された社会保険料控除額及び給与の収入金額（以下「社

会保険料控除額等」という。)を算出するには、申立人がA社B支店で社会保険に加入する前に、社会保険に加入していた事業所における52年中の社会保険加入期間に係る社会保険料控除額等の特定が必要であるところ、申立人が52年1月から同年4月までの期間において勤務した事業所は、賃金台帳等の資料を保管していないことから、当該通知書のみではA社B支店により支払われた給与額及び源泉控除された厚生年金保険料額の特定ができない。

また、A社B支店は、「当時の賃金台帳などは保管していないが、申立人の履歴書には、採用時の賃金と思われる8万2,500円との記載が確認できる。」旨回答しているところ、当該賃金に見合う標準報酬月額(8万円)は、申立人の同社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票における資格取得時(昭和52年5月6日)の標準報酬月額と一致している。

さらに、申立人に係る前述の被保険者原票を確認しても、申立人の標準報酬月額等の記載内容に不自然な点は無く、遡って標準報酬月額の訂正が行われた形跡も無い上、企業年金連合会の記録を確認したところ、申立人の申立期間に係る標準給与額は前述の被保険者原票における標準報酬月額と一致している。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間のうち、昭和52年5月から同年12月までの期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

3 申立期間のうち、昭和53年1月から同年7月までの期間に係る標準報酬月額について

申立人が保管するA社B支店から交付された昭和53年分給与所得の源泉徴収票における社会保険料等の金額欄に記載された額は、申立人に係る前述の被保険者原票における標準報酬月額に基づく健康保険料額及び厚生年金保険料額並びに推認される雇用保険料額を加算した額と符合することから、当該期間については特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 11 月 9 日から 44 年 7 月 15 日まで

私は、申立期間において、A社に勤務し、B業務に従事していたが、当該期間に実際に支給されていた給与額と比較して、低い標準報酬月額が記録されていることに納得できない。

調査の上、実際に支給されていた給与額に見合う標準報酬月額の記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所（当時）のA社に係る厚生年金保険の標準報酬月額の記録が、実際に支給されていた給与額と比較して低額であるとして申し立てている。

しかしながら、申立人は給与明細書等の資料を所持していないところ、A社はオンライン記録によると、平成22年8月22日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、同社が加盟していたC健康保険組合は、「A社は倒産した。社会保険事務に係る資料は同社が倒産したときに廃棄している。」と回答しており、商業登記簿謄本によると、A社は15年4月24日に解散していて事業主の居所も不明であるため、申立人の申立期間における報酬月額及び保険料控除額について確認できる資料及び事業主供述を得ることができない。

また、申立人の標準報酬月額について、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録はオンライン記録と一致しており、遡って標準報酬月額の訂正が行われたなど不自然な形跡も無い。

さらに、前述の被保険者原票により、申立人とほぼ同時期に厚生年金保険

被保険者の資格を取得している同僚について調査したところ、当該同僚の標準報酬月額が申立人と同額又はほぼ同額であることが確認でき、申立人の標準報酬月額のみが低額であるという事情は見当たらない上、当該同僚のうち一人は自身の標準報酬月額は、給与額とおおむね一致している旨供述している。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間についてその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、全ての申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 50 年 7 月頃から同年 10 月頃まで
② 昭和 52 年 2 月 15 日から同年 6 月 16 日まで
③ 昭和 59 年 7 月頃から同年 10 月頃まで

私は、申立期間①においてはA社（現在は、B社）、申立期間②においてはC社、及び申立期間③においてはD社（現在は、E社）に勤務していたが、各申立期間の厚生年金保険加入記録が無い。申立期間当時は私の子供が小さかったため、社会保険のある会社に入社し、試用期間があった会社でも事情を説明して入社後すぐに厚生年金保険及び健康保険の加入手続をしてもらっていた。

全ての申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人の勤務内容に係る具体的な供述、及び同僚の供述から判断すると、勤務時期及び勤務期間は特定できないものの、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により確認できる申立期間①当時の同社の厚生年金保険被保険者数は、申立人及び複数の同僚の供述から推認される同社の従業員数よりも少ない上、当該被保険者原票において厚生年金保険被保険者記録が確認できる従業員については、おおむね厚生年金保険の被保険者記録と一致する雇用保険の加入記録が確認できるものの、申立人の雇用保険の加入記録は確認できないことを踏まえると、同社は、申立期間①当時、必ずしも従業員全員について、厚生年金保険を含む社会保険に加入させていなかった可能性がある。

また、B社は、「申立人に係る勤務状況、厚生年金保険の加入状況等については、当時の資料が無いため不明である。」と回答している上、前述の被保険者原票によりA社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の同僚に事情を聴取しても、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる供述を得ることはできなかった。

さらに、前述の被保険者原票において申立人の氏名は確認できず、健康保険の整理番号に欠番も無い。

- 2 申立期間②について、申立人の勤務内容に係る具体的な供述、及び申立人の供述を裏付ける同僚の供述から判断すると、勤務時期及び勤務期間は特定できないものの、申立人がC社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、C社の元事業主（申立期間②当時は役員）は、「従業員を厚生年金保険に加入させるにあたっては試用期間を設けており、従業員を入社後すぐには厚生年金保険に加入させていなかった。」と回答しているところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、昭和52年6月1日に同社に係る厚生年金保険被保険者資格を取得したことが確認できる同僚は、「6か月間ぐらい勤務していたにもかかわらず、2か月間しか厚生年金保険被保険者記録が確認できない。」と供述していることから判断すると、同社は、申立期間②当時、必ずしも従業員全員を入社と同時に厚生年金保険に加入させていなかった可能性がうかがえる。

また、オンライン記録によると、C社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、前述の元事業主は、「申立人に係る勤務状況、厚生年金保険の加入状況等については、会社は既に解散しており、当時の資料が無いため不明である。」と回答している上、前述の被保険者原票により、同社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の同僚に事情を聴取しても、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる供述を得ることはできなかった。

さらに、前述の被保険者原票において申立人の氏名は確認できず、健康保険の整理番号に欠番も無い。

- 3 申立期間③について、申立人の勤務内容に係る具体的な供述及び複数の同僚の供述から判断すると、勤務時期及び勤務期間は特定できないものの、申立人がD社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、D社の元事業主は、「従業員を厚生年金保険に加入させるにあたっては、すぐに厚生年金保険に加入させることもあれば、しばらく様子を見て、試用期間経過後に加入させることもあった。」と回答しているところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、昭和59年10月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得したことが確認できる同僚は、「勤務期間と厚生年金保険被保険者期間は一致しているので入社後すぐに厚生年金保険に加入していると思う。」と供述している一方で、

同被保険者資格を同年11月1日に取得したことが確認できる同僚は、「昭和59年8月には入社していたので、勤務開始時期と被保険者資格取得時期は一致していない。」と供述している上、当該被保険者原票において被保険者記録が確認できる複数の同僚が記憶している同僚については、当該被保険者原票において氏名が確認できないことから判断すると、同社では、厚生年金保険の加入について従業員ごとに異なる取扱いをしており、必ずしも従業員全員を入社後すぐに厚生年金保険に加入させていなかった可能性がうかがえる。

また、オンライン記録から、E社は厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できず、同社からは事情を聴取できない上、前述のD社の元事業主は、「申立人に係る勤務状況、厚生年金保険の加入状況等については、会社を売却しており、当時の資料が無いため不明である。」と回答しているほか、前述の被保険者原票において同社に係る被保険者記録が確認できる複数の同僚に事情を聴取しても、申立人の申立期間③に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる供述を得ることはできなかった。

さらに、前述の被保険者原票において申立人の氏名は確認できず、健康保険の整理番号に欠番も無い。

- 4 このほか、全ての申立期間について、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として全ての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成10年1月31日から同年5月18日までの期間については、申立人の当該期間における厚生年金保険の被保険者資格喪失日に係る記録訂正を認めることはできない。

また、申立期間のうち、平成10年5月18日から同年12月1日までの期間については、申立人は、厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年1月31日から同年12月1日まで

私は、申立期間において、A社に事業主として継続して勤務し、給与から控除した厚生年金保険料を社会保険事務所（当時）に口座振替で納付していた。申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いことに納得できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、平成10年1月31日から同年5月18日までの期間については、オンライン記録によると、当該期間において、A社は厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できないものの、同社の商業登記簿により、同社は、申立期間において法人格を有した事業所であったことが確認できる上、同社の元従業員であったとする者が、申立期間当時、同社は営業していた旨供述していることから判断すると、申立期間当時、同社は当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断されるところ、オンライン記録によると、申立人について、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなったとされる同年1月31日の後の同年5月18日付けで、同年5月の標準報酬月額変更の記録が取り消されている上、同年1月31日に遡って、厚生年金保険被保険者資格喪失の処理がされていることが確認できる。

しかしながら、A社の商業登記簿及び申立人の主張により、申立人は、申立期間を含め当該処理をされた平成10年5月18日の時点において、同社の事業主（商業登記簿では取締役。ただし、取締役は申立人一人）であったことが確認できる。

また、申立人は、A社に係る厚生年金保険料は、遅れることなく口座振替によって納付していた旨主張しているところ、同社の取引金融機関から提出された口座振替履歴に係る資料により、平成10年1月から同年3月までの期間に係る厚生年金保険料の口座振替履歴は確認できない上、オンライン記録によると、同年5月18日時点における被保険者は申立人のみであり、申立人は自身が社印の管理をしていたことを供述していることから判断すると、社会保険事務所が、事業主であった申立人の同意を得ずに、又は申立人の一切の関与も無しに、無断で申立人の当該期間に係る資格喪失の処理を行ったとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立期間のうち、平成10年1月31日から同年5月18日までの期間については、申立人は、A社の業務を執行する責任を負っている事業主として、当該期間に係る自らの資格喪失に係る処理が有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立人の当該期間における厚生年金保険の資格喪失に係る記録の訂正を認めることはできない。

- 2 申立期間のうち、平成10年5月18日から同年12月1日までの期間については、申立人は、自身の厚生年金保険料を給与から控除していた旨主張しているものの、オンライン記録によると、当該期間において、A社は、厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できないところ、同社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる者及び同社の社会保険業務を委託されていたとする社会保険労務士に事情を聴取しても、申立人が、当該期間において、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を給与から控除されていたとまでは推認できなかつた上、社会保険事務所の事務処理に特に不自然な点は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立期間のうち、平成10年5月18日から同年12月1日までの期間については、申立人は、厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

なお、仮に、当該期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることができたとしても、申立人は、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第1項ただし書きに規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、当該期間については、同法に基づく記録訂正の対象とすることは

できない。